

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第9号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係) 現業職給料表 略 <u>備考 職務の級が3級である職員については、この表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において教育委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u> <u>を給料月額とする。</u>	別表第1(第2条関係) 現業職給料表 略

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則 1~6 略 (経過措置)	附則 1~6 略 (経過措置)

<p>7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下「切替日給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、新給与規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額（職務の級が3級である職員にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。ただし、当該額が新給与規則第2条及び第3条の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。</p>	<p>7 附則第3項、附則第4項又は前項の規定の適用を受ける職員のうち、これらの規定により定められる切替日における給料月額（以下「切替日給料月額」という。）が切替日の前日に受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものの平成23年3月31日までの間の給料月額は、新給与規則第2条及び第3条の規定にかかわらず、切替日給料月額に切替前給料月額から切替日給料月額を差し引いた額に附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、当該額が新給与規則第2条及び第3条の規定により算出した場合における給料月額に達しないこととなる場合には、当該給料月額に達しないこととなった日以後の給料月額については、この限りでない。</p>
<p>8 <u>前項の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p>	
<p>9 前2項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。）を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、<u>前2項の規定による給料月額とする。</u></p>	<p>8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、退職手当に係る部分（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）附則第2項及び第4項に規定する施行日の前日に受けていた給料月額に係る部分を除く。）を除き、額の算出の基礎とする給料月額は、<u>前項の規定による給料月額とする。</u></p>
<p>10 略</p>	<p>9 略</p>

（現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(教育委員会が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1) <u>職務の級が3級である職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。以下「旧給料月額」という。)に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u></p> <p>(2) <u>職務の級が1級又は2級である職員 旧給料月額</u></p> <p>7 <u>前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が旧給料月額(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文に規定する職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額)に達しないこととなる職員(教育委員会が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(異動者の給料月額の調整)

2 この規則の施行の日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員又はその属する職務の級若しくはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用を受け、又は当該異動のあった日における給料月額については、第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則別表第1の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。